

令和6(2024)年度 農地バンク事業推進方針

令和6(2024)年5月23日
栃木県農政部
栃木県農地バンク
(一社) 栃木県農業会議

〔基本方針〕

農地集積・集約化を加速するため、地域計画による地域ぐるみの農地利用最適化の取組と併せ、農地バンク事業の更なる活用を関係機関が一体となり推進する。推進に当たっては、農地整備事業、担い手の確保・育成の取組、遊休農地の解消等の関連施策と十分な連携を図るものとする。

1 目標

農地バンク事業取組面積：2,000 ha/年

2 重点的に取り組む事項

(1) 農地整備事業と連携した農地バンク事業の推進

農地整備事業計画策定段階から農地バンク事業との一体的な推進を図り、機構関連整備事業の実施を目指すことで農地集積・集約化を加速化させるとともに、農地整備事業実施地区や整備事業が完了した地区における農地バンクの更なる活用を推進する。

- 農地整備事業計画樹立地区（予定含む）における農地バンク活用推進

R6年度（目標）：9地区

- 農地整備事業実施地区における農地バンク活用推進

R6年度（目標）：25地区

- 整備事業完了フォローアップ地区における農地バンクの活用推進

R6年度（目標）：7地区

(2) 担い手の確保・育成と連携した農地バンク事業の推進

「とちぎ広域営農システム」モデル地域における農地バンク活用を促進し、広域的な農地の権利移動を支援していくとともに、新規就農者の確保・育成をサポートするため、研修用農地や就農用農地の確保等について農地バンクの活用を推進する。

- 「とちぎ広域営農システム」モデル地域における農地バンク活用推進

R6年度（目標）：33地域

- 新規就農者の就農用農地確保等の支援

R6年度（目標）：3地区

(3) 遊休農地対策と連携した農地バンク事業の推進

遊休農地解消緊急対策事業の補助対象となる遊休農地を農地バンクで借受け、解消することで、担い手への農地集積・集約化を推進する。

R6年度（目標）：18ha

(4) 推進体制の強化

- 機構集積協力員の資質向上のための研修実施や農地相談員の活動の推進、農地利用最適化推進委員等と協力した農地利用調整の強化を目指す。

- 地域計画策定後の権利設定に関し、円滑かつ迅速に対応するための推進体制を整備する。